

日 時：令和7年12月17日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、

小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、

香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第345回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は三つです。

議題1 「第64回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告について」、個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、同フォーラムに参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第64回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラムの結果について御報告させていただきます。

資料1－1に概要をまとめていますので、御覧ください。A P P Aフォーラムは、アジア太平洋地域の14の国・地域における21のデータ保護機関が加盟するフォーラムです。今回、タイが新規メンバーとして承認され、14か国となりました。A P P Aフォーラムは年に2回、対面会合が1回とオンライン会合が1回開催されます。本フォーラムは、11月24日と25日の2日間、マカオ特別行政区において対面会合形式で開催されました。

本説明では、浅井委員、中湊専門委員の御発言内容、他国との会談実施状況を中心に御報告させていただきます。

フォーラム全体の構成としましては、各国の法制度や執行についての最新状況報告、パネルセッション、今回は、越境データ移転やデータ保護当局の課題、若者のプライバシー等をテーマとした五つのパネルセッションが設けられました。また、A P P A内にある各ワーキング・グループからの進捗報告や、G 7やG P Aなど他の国際枠組みからの取組状況の紹介という構成になっています。

当委員会からは、制度・執行の最新状況に関するセッションにおいて、中湊専門委員より、日本の最近の執行状況や、個人情報の不適正利用を行う事業者に対する個人情報保護法に基づく行政上の措置を実施した事案を説明しています。

つぎに、越境データ移転規制をテーマとしたパネルセッションにおいて、浅井委員にパネリストとして御登壇いただき、相互運用可能な越境データ移転環境を実現することの重

要性、DFFTの具体化と定着に係る取組、事業者がニーズに応じて最適な越境移転スキームを選択することができる国際環境構築の重要性、ASEANを中心としたアジア太平洋地域におけるDFFTパッケージ協力の推進等につき、発信いただきました。

また、他国データ保護機関との意見交換も行っております。韓国個人情報保護委員会主催の非公式会合に参加したほか、韓国のソン委員長、フィリピンのベラルミノ副委員、タイのナコーン委員長との意見交換を実施しております。

最後に、本フォーラムの開催を踏まえて、コミュニケが公表されております。英語原文が資料1-2、仮訳が資料1-3です。内容については、今、御説明した2日間のフォーラムにおける議題項目や概要が記されたものとなっております。

次回会合は、2026年6月に香港で開催予定です。

御報告は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、APPアフォーラムに参加された浅井委員及び中湊専門委員からコメントをいただきたいと思います。まず浅井委員からお願いします。

○浅井委員 ありがとうございます。コメントさせていただきます。

私は、APPアには2021年から参加してまいりました。年2回開催されますので、オンライン・対面も含めて、今回で8回目の参加となりました。アジア太平洋地域の、比較的小規模なおよそ20のデータ保護機関の集まりということもあり、約5年間の参加を通じて、各国カウンターパートと親交を深めることができました。今回の会合においても、友好的な雰囲気の中、地域のテーマに焦点を当て、解決に向けた議論を深めることができたことは、非常に意義深いものでした。

振り返ってみると、昨年2024年には当委員会がホストとして、東京でAPPアを主催いたしました。私は議長を務めましたが、日本の視点からの発信に努めて、アジア太平洋地域の協力関係を一層強化する重要な機会に貢献することができたことを、大変光栄に思っています。

また、今回参加した他国のカウンターパートとは、GPAやその他の国際会議の場でも会談の機会が多くあり、オフィシャルな場だけではなく、非公式な場面でも意見交換を重ねることで、他国・地域とのコミュニケーションの下地を作ることができたと思っております。その中で、幾つかの機関とは、協力関係を公式に示すMOUの締結に向けた機運が高まり、具体的に進展していることを大変喜ばしく思っております。

アジア太平洋地域を始めとする世界各地において、個人データ保護をめぐる制度整備は、急速に進んでいます。そのような中、日本がプレゼンスを發揮しつつ、他国データ保護機関との関係を更に進化させていくことを願っています。

以上です。ありがとうございました。

○手塚委員長 ありがとうございました。

つづいて、中湊専門委員からお願ひいたします。

○中湊専門委員 ありがとうございます。

私は、今回で9回目のAPPアフォーラムへの参加となりました。既知の委員の方々も増えて、会議の内外において実りあるコミュニケーションを深めることができました。

私からは、今回、各国・地域の制度や執行状況等を紹介するセッションにおきまして、日本の最近の執行状況、そして、個人情報の不適正利用を行う事業者に対する個人情報保護法に基づく行政上の措置を実施した事案を紹介いたしました。当委員会が、個人情報の不適正利用を行う事業者に対し、適切な措置を講じていること、また、日本の執行全般についての状況や、権限行使を行った事案について、事案の重大性や国民への情報提供の必要性などの観点から、公表資料の中で説明をしていること等を国際会議の場で発信できることは、非常に有意義であったと考えております。

引き続き、APPアフォーラムにおいて、当委員会が進める取組を積極的に発信して、その重要性を広く周知することで、同フォーラムにおける日本のプレゼンス向上に貢献していきたいと思います。

私からは、以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明及び浅井委員、中湊専門委員からのコメントにつきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、私から一言だけ。本当に御苦労様でした。今回、アジアが対象ですけれども、国際室では今、いろいろと展開しているところだと思います。その中でも今回の活動というのは、非常に意義があったと思いますし、今後、ASEANに、我々としても更に協力展開していくということを考えている段階ですので、是非、今までの御知見を御教示いただきながら進めていければと思います。今後ともよろしくお願いいいたします。

ほかはよろしいですか。

それでは、この件に関しまして、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

中湊専門委員、どうもありがとうございました。これで御退席ということですので、よろしくお願いいいたします。

○中湊専門委員 どうもお世話になりました。失礼いたします。

(中湊専門委員退室)

○手塚委員長 それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題2「農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、農水産業協同組合貯金保険機構から、「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料2－1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。今般、評価の再実施を行う理由は、評価実施機関である農水産業協同組合貯金保険機構が、現在オンプレミスで運用している破綻処理業務システムをクラウド基盤へ移行するために、新たなリスク対策を講ずる必要があるためです。

変更点として、6ページの「（別添1）事務の内容」において、クラウド環境への移行に係る内容が、図中に示されています。事務の変更内容を踏まえ、特定個人情報の使用・保管・消去におけるリスク対策が、変更となっています。

今回評価書に追記する主なリスク対策については、28ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」のうち、「具体的な対策の内容」の1ポツ目で、特定個人情報を保管するサーバ機器は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、専門スタッフや監視カメラによる監視のほか、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っていること、2ポツ目で、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しができないこと、さらに、「⑥技術的対策」の「具体的な対策の内容」の2ポツ目で、クラウドサービス事業者は、貯金保険機構の業務データにアクセスできないよう制御されていること、3ポツ目で、破綻処理業務システムは、インターネットから直接アクセスができない「閉域ネットワーク」に設置すること、などを講ずること等が記載されております。

評価書の概要説明については、以上です。

つづきまして、資料2－2に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

1ページから4ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から、5ページから18ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つづきまして、19ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきまして、「主な考慮事項」の74番で、破綻処理業務システムのクラウド基盤への移行に伴い、当該システムでの基本5情報等を含む特定個人情報を管理する際に漏えい・滅失・毀損リスクが想定されることから、物理的対策及び技術的対策について、さきの資料で御説明した内容等が記載されており、問題は認められないとしております。

つづきまして、20ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載して

おり、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、破綻処理業務システムがクラウド基盤へ移行されることに伴うものです。この点につきまして、（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止するための対策として、破綻処理業務システムを、インターネットから直接アクセスできない「閉域ネットワーク」に設置し、インターネットを通じて情報が流出することがないようシステム面の措置を講ずる等のリスク対策について、確実に実行する必要があることに加えて、（4）として、貯金保険機構の従業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、また、（5）として、（1）から（4）として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生じることとなつた場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、農水産業協同組合貯金保険機構に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいいたします。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。議題3は、監督関係者以外の方は御退席願います。

（監督関係者以外退席）

○手塚委員長 それでは、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について非公表）

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。